

群監第 30214-3 号  
令和 5 年 9 月 8 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 群馬県監査委員 | 林       | 章 |
| 同       | 石 原 栄 一 |   |
| 同       | 須 藤 和 臣 |   |
| 同       | 伊 藤 清   |   |

令和 4 年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度群馬県内部統制評価報告書について審査した結果は、別紙のとおりです。

# 令和4年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見書

## 1 審査の対象

令和4年度群馬県内部統制評価報告書

## 2 審査の着眼点

群馬県知事（以下「知事」という。）が作成した令和4年度群馬県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかを主眼に、次の観点から審査を行った。

### （1）評価手続に係る審査

- ア 評価範囲とした内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

### （2）評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- イ 整備上の重大な不備がある場合、評価基準日までに是正されたか。

## 3 審査の実施内容

### （1）審査の対象となる内部統制の評価範囲

- ア 財務に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務
- エ 公文書管理に関する事務

### （2）審査の実施方法

令和4年度群馬県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、群馬県監査委員監査基準（令和2年群馬県監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係部局等に資料の提出及び説明を求めるとともに、監査等によって得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

令和4年度群馬県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

## 5 審査の意見

評価報告書によると、評価対象期間における内部統制の不備は、整備上の不備及び運用上の不備とも評価日現在全て改善されているが、件数は共に前年度から増加している。また、監査委員による定期監査の結果、内部統制の自己評価では所属が認識していなかった留意改善事項も散見された。

県民から大きく信頼される行政運営を確立するため、次の事項に留意の上、引き続き内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。

### (1) リスク発生防止の徹底について

県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせた、運用上の「重大な不備」については、前年度の4件から大きく増加し22件となった。不備の主な内容は個人情報の漏えい・紛失等で、前年の3件から19件に急増しているほか、不適切な物品管理等があった。改めて情報の管理の徹底（委託先事業者への指導・監督を含む）や職員の綱紀保持等により、リスク発生の防止に向けて全庁的な取り組みを徹底されたい。

また、令和4年度に発覚した公文書に係る不適切事案を受けて、「公文書管理に関する事務」を内部統制の対象事務に追加したように、潜在的なリスクの洗い出しや、所属個別リスクの洗い出しを一層行う必要がある。

なお、リスク発生の防止にあたっては、複数人によるチェックをさらに徹底するとともに、今後、費用対効果を勘案しながらデジタルトランスフォーメーションの活用により業務上のミス防止や検知する仕組みを取り入れることも検討されたい。

### (2) 部局におけるリスクマネジメントの強化について

内部統制を有効に機能させるためには、組織や職員一人ひとりが、内部統制への理解を深め、主体的に取り組むことが不可欠であるが、そのためにも、「内部統制責任者（部局長）」、や「内部統制推進員（所属長）」によるリスクマネジメントが重要となる。

共通の業務を行う所属で発生又は発生する可能性が高いリスクへの対策について、部局内で共有を図り効果的に取り組んでいる事例もあることから、「内部統制責任者」や「内部統制推進員」は、部局内で発生した内部統制の不備や、個別リスクの整備状況等について情報共有を図るなど、内部統制が有効に機能するよう更に環境を整えられたい。

また、定期監査の結果（留意改善事項の内容を含む）については、各部局内において内部統制における取り扱いを確認するとともに、内部統制を推進するうえで有効な情報を部局内で共有することにより、個別リスクの見直しを図るなど、部局内における内部統制を積極的に推進されたい。